

令和元年
第2回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日 議 事

8月1日(木)

○議事日程	3
○副管理者挨拶	7
○開会及び開議の宣告(午後2時00分)	
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員長報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○管理者提出議案の上程(議案第12号)	10
○提案理由の説明	10
森田 消防長	
○質 疑	10
1番 矢作 いつみ 議員	10
○討 論	12
○採 決	12
○管理者提出議案の一括議題(議案第13号・議案第14号)	12
○提案理由の説明	12
森田 消防長	
○質 疑	13
○討 論	13
○採 決	13
○管理者提出議案の上程(議案第15号)	13

○提案理由の説明	1 4
森 田 消防長	
○質 疑	1 5
○討 論	1 5
○採 決	1 5
○管理者提出議案の上程（議案第 1 6 号）	1 5
○提案理由の説明	1 6
森 田 消防長	
○質 疑	1 6
○討 論	1 7
○採 決	1 7
○一般質問	1 7
1 番 矢 作 いづみ 議員	1 7
2 番 石 本 亮 三 議員	2 6
○閉会中の継続審査の申し出について	3 1
○休 憩（午後 3 時 1 5 分）	
<hr/>	
○再 開（午後 3 時 3 0 分）	
○議会運営委員会委員長報告	3 2
○議事日程の追加	3 2
○議長辞職の件	3 2
○議長退任の挨拶	3 3
○議事日程の追加	3 3
○議長選挙について	3 4
○議長就任の挨拶	3 4
○休 憩（午後 3 時 3 7 分）	
<hr/>	
○再 開（午後 3 時 4 9 分）	
○議会運営委員会正副委員長の互選結果	3 6
○議会運営委員会委員長報告	3 6
○議事日程の追加	3 6
○副議長辞職の件	3 6
○副議長退任の挨拶	3 7

○議事日程の追加	38
○副議長選挙について	38
○副議長就任の挨拶	38
○休憩（午後3時57分）	

○再開（午後4時00分）	
○議会運営委員会委員長報告	40
○議事日程の追加	40
○管理者提出議案の上程（議案第17号）	40
○提案理由の説明	40

藤本 管理者

○質疑	41
○討論	41
○採決	41
○管理者挨拶	41
○閉会（午後4時07分）	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第4号

令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和元年7月23日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和元年8月1日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

令和元年第2回定例会

応招議員

1番	矢 作 いづみ 議員	2番	石 本 亮 三 議員
3番	福 原 浩 昭 議員	4番	齋 藤 誠 議員
5番	中 村 正 義 議員	6番	田 村 秀 二 議員
7番	大川戸 岩 夫 議員	8番	吉 本 新 司 議員
9番	中 毅 志 議員	10番	入 沢 豊 議員
11番	中 村 太 議員	12番	鈴 木 洋 明 議員
13番	紺 野 博 哉 議員	14番	永 澤 美 恵 子 議員
15番	加 涌 弘 貴 議員	16番	野 田 直 人 議員

不応招議員

なし

令和元年8月1日（木曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 会期の決定
 - 7 諸般の報告
 - 8 管理者提出議案の上程（議案第12号）
 - 9 管理者提出議案の一括議題（議案第13号・議案第14号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第15号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第16号）
 - 12 一般質問
 - 13 閉会中の継続審査の申し出について
 - 14 議会運営委員会委員長報告
 - 15 議事日程の追加
 - 16 議長辞職の件
 - 17 議事日程の追加
 - 18 議長選挙について
 - 19 議会運営委員会正副委員長の互選結果
 - 20 議会運営委員会委員長報告
 - 21 議事日程の追加
 - 22 副議長辞職の件
 - 23 議事日程の追加
 - 24 副議長選挙について
 - 25 議会運営委員会委員長報告
 - 26 議事日程の追加
 - 27 管理者提出議案の上程（議案第17号）
 - 28 管理者挨拶
 - 29 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	矢 作 いづみ 議員	2番	石 本 亮 三 議員
3番	福 原 浩 昭 議員	4番	齋 藤 誠 議員
5番	中 村 正 義 議員	6番	田 村 秀 二 議員
7番	大川戸 岩 夫 議員	8番	吉 本 新 司 議員
9番	中 毅 志 議員	10番	入 沢 豊 議員
11番	中 村 太 議員	12番	鈴 木 洋 明 議員
13番	紺 野 博 哉 議員	14番	永 澤 美 恵 子 議員
15番	加 涌 弘 貴 議員	16番	野 田 直 人 議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	田中龍夫	副管理者
大久保勝	副管理者	小谷野剛	副管理者
谷ヶ崎照雄	副管理者	森田浩之	消防長
岸文隆	消防局 企画総務部長	町田昭	消防局 警防部長
荻野透	消防局 消防署統括監兼 所沢中央 消防署長	小山幸一	消防局 警防部次長兼 警防課長
酒井英男	消防局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長	上松年通	消防局 警防部参事兼 予防課長
大河原治平	所沢東 消防署長	安藤清孝	狭山消防署長
大舘典夫	入間消防署長	酒井栄二	飯能日高 消防署長
日高賢	消防局 企画総務部 企画財政課長	須田雅之	消防局 企画総務部 総務課長
植田剛	消防局 企画総務部 契約会計課長	北山勝博	消防局 警防部 救急課長
竹山登	監査委員		

午後2時00分開会

出席議員 16名

1番	2番	3番	4番	5番	6番
7番	8番	9番	10番	11番	12番
13番	14番	15番	16番		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消防長	消防局企画総務部長	消防局警防部長
消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		消防局警防部次長兼警防課長	
消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長		消防局警防部参事兼予防課長	
所沢東消防署長	狭山消防署長	入間消防署長	飯能日高消防署長
消防局企画総務部企画財政課長		消防局企画総務部総務課長	
消防局企画総務部契約会計課長		消防局警防部救急課長	監査委員

◎副管理者挨拶

○中村 太議長　ここで、狭山市から選出されております副管理者が再任されましたので、御挨拶を願いたいと思います。

小谷野副管理者。

〔副管理者（小谷野 剛）登壇〕

○小谷野副管理者　ただいま御紹介いただきました狭山市長の小谷野 剛でございます。皆様には日頃より大変お世話になっております。

去る7月の市長選挙におきまして再選をさせていただくこととなりました。つきましては、引き続き副管理者としてお世話になることになりましたので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○中村 太議長　ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○中村 太議長　本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○中村 太議長　日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、野田議員。

〔16番（野田直人議員）登壇〕

○野田直人議会運営委員長　令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第12号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。条例改正に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、議案第13号及び議案第14号の財産の取得について、提案理由の説明、質疑、討論、

採決を願います。

次に、議案第15号の決算認定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第16号の補正予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、一般質問を行います。なお、通告者は2名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申し出について諮り、閉会の予定でございます。

以上で概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○中村 太議長 以上で、報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○中村 太議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

7番 大川戸 岩 夫 議員

10番 入 沢 豊 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○中村 太議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○中村 太議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、令和元年5月分及び6月分の結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。
書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○粕谷書記長 朗読いたします。

埼玉西消防組合 議案第47号

令和元年8月1日

埼玉西部消防組合議会

議長 中村 太 様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第12号 埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

議案第13号 高規格救急自動車の取得について

議案第14号 高度救命処置用資機材の取得について

議案第15号 平成30年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号 令和元年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）

以上で朗読を終わります。

○中村 太議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに、令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集賜り、提出いたしました議案について御審議いただきますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の提出議案ですが、決算の認定を初め、条例改正が1件、財産の取得が2件、補正予算が1件であります。

なお、平成30年度埼玉西部消防組合一般会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して提出させていただいたものであります。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○中村 太議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第12号）

○中村 太議長 日程第5、議案第12号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、森田消防長から説明を求めます。

森田消防長。

○森田消防長 議案第12号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の1ページと議案資料の1ページをごらんください。

本件は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことにより、埼玉西部消防組合消防手数料条例別表に掲げる危険物施設のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料の一部を増額するものでございます。

なお、議案資料3ページ、4ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、議案第12号について質疑いたします。

今回の条例改正、消費税増税に関連するということで、引き上げの説明があったかと思いますが、まずその内容をお伺いしたいと思います。

地方公共団体の手数料に関する政令改正の内容についてお示してください。

○中村 太議長 ただいまの質疑に対し、町田警防部長に答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

令和元年5月24日に消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されました。

改正理由は、消費税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受ける手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお、現行に比べて増額となる一部が引き上げられるものでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、今回の条例改正なんですけれども、先ほど御説明のありました資料のほうに、危険物の製造や貯蔵などの設置許可の申請に関する審査に対する手数料ということなんですけれども、対象はどのようなものか御説明ください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

本件の手数料改正は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が対象となり、1つ目は、危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの、2つ目は、貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの、3つ目は、貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものが対象であります。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 今御説明いただきましたけれども、これがどういうものかというのはちょっとイメージできにくいんですが、今回の手数料改正の対象施設は組合管内に存在するのか、それから今後存在する可能性はあるのかについて御説明ください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

本組合管内で対象となる危険物施設は存在いたしません。同施設は大型タンカー等が着船する石油ターミナル等に設置される施設であり、北海道、仙台、横浜、川崎、名古屋、神戸等の沿岸部に設置されているものであります。

よって、今後同施設が本組合管内に設置される可能性は極めて低いものと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 以上で矢作議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第12号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 管理者提出議案の一括議題（議案第13号・議案第14号）

○中村 太議長 日程第6、議案第13号「高規格救急自動車の取得について」、議案第14号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して議題といたします。
議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、森田消防長から説明を求めます。
森田消防長。

○森田消防長 議案第13号「高規格救急自動車の取得について」並びに議案第14号「高度救命処置用資機材の取得について」、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第13号「高規格救急自動車の取得について」でございますが、議案書の3ページと議案資料の5ページをごらんください。

所沢中央消防署及び飯能日高消防署に配置しております高規格救急自動車2台が、埼玉西部消防組合車両管理要綱に基づく車両更新期間の8年を満了すること、また、救急需要の増加に伴い、車両の負担が極めて大きいことから、現在の車両を更新するものでございます。

契約金額は3,628万8,890円で、納入業者につきましては、株式会社山崎自動車商会でございます。

なお、入札結果を議案資料の7ページに、完成予想図を8ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、議案第14号「高度救命処置用資機材の取得について」でございますが、議案書の5

ページと議案資料の9ページをごらんください。

先ほど議案第13号で御説明申し上げました所沢中央消防署及び飯能日高消防署に配置しております高規格救急自動車2台を更新するに当たり、車両に積載いたします高度救命処置用資機材をあわせて更新するものでございます。

この資機材は、救急救命士が行う特定行為などに使用する高度救命処置用資機材として、気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、半自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器など、救急現場で高度な救命処置を行うためのものでございます。

契約金額は2,442万円で、納入業者につきましては、エイバン商事株式会社でございます。

なお、入札結果を議案資料の10ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で議案第13号及び議案第14号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより、議案第13号「高規格救急自動車の取得について」、議案第14号「高度救命処置用資機材の取得について」を一括して採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第15号）

○中村 太議長 日程第7、議案第15号「平成30年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決

算の認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、森田消防長から説明を求めます。

森田消防長。

○森田消防長 議案第15号「平成30年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて、同条第3項の定めるところにより、議会の認定をいただきたく御提案申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております平成30年度歳入歳出決算書の4ページ及び5ページをごらんください。

平成30年度の一般会計歳入歳出につきましては、歳入総額が101億1,581万9,496円、歳出総額は98億768万7,785円、歳入歳出差引額は3億813万1,711円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の10ページ及び11ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、収入済額94億5,640万2,412円で、構成比は93.5%となっており、内容は構成市からの共通負担金、単独負担金、その他の市負担金でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金は、収入済額4,639万7,000円で、構成比は0.5%となっており、救助工作車の更新整備に伴う防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、高規格救急自動車の更新整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、6款組合債、1項組合債は、収入済額2億9,740万円で、構成比は2.9%となっており、内容は救助工作車、指揮車及び高規格救急自動車の整備事業債並びに消防施設改修事業債でございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額101億3,969万7,000円に対し、収入済額は101億1,581万9,496円で、99.8%の収入率となっております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算書の12ページ及び13ページをごらんください。

3款消防費、1項常備消防費は、支出済額88億9,963万4,690円で、構成比は90.7%となっており、主な内容は職員給与費、警防活動費及び消防施設整備費等にかかわる経費でございます。

次に、4款公債費、1項公債費は、支出済額6億1,177万2,114円で、構成比は6.2%となっており、内容は組合債の元金償還金及び利子償還金でございます。

以上によりまして、歳出合計は予算現額101億3,969万7,000円に対し、支出済額は98億768万7,785円で、96.7%の執行率となっております。

なお、歳入歳出決算の詳細につきましては、18ページから79ページまでの事項別明細書、83ページの実質収支に関する調書、87ページから91ページまでの財産に関する調書を、また、別冊としてお配りしております平成30年度主要な施策の成果説明書を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第15号「平成30年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定されました。

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第16号）

○中村 太議長 日程第8、議案第16号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○中村 太議長 提案理由について、森田消防長から説明を求めます。

森田消防長。

○森田消防長 議案第16号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を申し上げます。

議案書の9ページと議案資料の11ページをごらんください。

今年度更新いたします狭山消防署広瀬分署配置の消防ポンプ自動車、所沢東消防署配置の水槽付消防ポンプ自動車、狭山消防署配置の支援車及び飯能日高消防署配置の高規格救急自動車並びに高度救命処置用資機材につきましては、現在、緊急消防援助隊の登録隊でございます。同車両の更新に伴い、令和元年度当初予算編成後に、更新登録隊として緊急消防援助隊設備整備費補助金4,409万9,000円が交付されました。

これを受け、議案書の10ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金に4,409万8,000円を増額、6款組合債、1項組合債を3,980万円減額、11ページ歳出、5款予備費、1項予備費に429万8,000円を増額するものでございます。

また、歳入、6款組合債、1項組合債3,980万円の減額に伴います地方債の補正につきましては、議案書の13ページ第2表地方債補正のとおりでございます。

次に、平成30年度埼玉西部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を受けまして、剰余金3億813万4,000円を歳入繰越金として3億812万9,000円増額し、これを組合構成市への前年度分負担金の返還金とするものでございます。

これに伴い、議案書の10ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款繰越金、1項繰越金3億812万9,000円を増額、11ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費3億812万9,000円を増額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書を議案書の14ページ以降に、平成30年度繰越金内訳表を議案資料の13ページに、平成31年度当初緊急消防援助隊設備整備費補助金交付決定通知書の写しを議案資料の14ページに添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中村 太議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○中村 太議長 これより質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○中村 太議長 これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○中村 太議長 これより採決いたします。

議案第16号「令和元年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 一般質問

○中村 太議長 日程第9、一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

これより、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

まず、1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

本日も、議会開会前までに6件のメールをいただきまして、昼夜を分かたぬ消防活動に敬意を表しまして、一般質問をいたします。

まず初めに、埼玉西部消防組合設立事後検証結果報告書について伺います。

1つ目の質問です。

消防広域化5年後の課題は何かということで、質問してまいります。

埼玉西部消防組合設立事後検証結果報告書をいただきました。それで、広域化前の第4ブロックのメリット課題検証集というのも広域化前にいただいていたわけですがけれども、この

中に示されている課題について、広域化5年後の報告書ではその結果が記載されていないのではないかと思いますけれども、まず見解を伺います。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

初めに、広域化前の検証集につきましては、埼玉県消防広域化第4ブロック協議会において、消防の広域化の判断を行うために作成した資料で、同協議会で決定後、構成市市議会に御報告をしたものでございます。

一方、このたび作成しました設立事後検証結果報告書は、広域化前の検証集に示されています課題検証について、組合設立後の事後検証結果として取りまとめたものでございます。

また、本文中の目的にも記載してございますが、組合の設立から5年間の実績につきまして、さまざまな分野から検証するとともに、その検証結果について広く市民の皆様にご理解いただくため、わかりやすい内容とさせていただいたものであります。

これらのことを踏まえ、広域化前の検証集に記載した課題につきましては、既に解消されていること、また、課題の中には組織内部に関する要素が強いものもありますことから、あえて市民の皆様にお知らせする必要性は低いものと考え、このたびの報告書には記載していないものであります。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 課題として解消されているものでありますとか、内部での課題については記載をされていないということで、今御説明がありました。

それで、さらに伺ってまいります。広域化前の最大のスケールメリット、これは現場活動の状況であったというふうに認識をしております。埼玉西部消防組合設立事後検証結果報告書では、消防本部が一局体制になったことにより、192人体制から93人体制になり、99人の人員配置が最適化されたというふうに書いてあります。その一方、組合設立により、一部事務組合である特別地方公共団体となったことにより、議会、監査委員及び公平委員会の行政委員会事務、契約及び会計事務、財産管理の管財事務、工事の検査及び営繕に係る事務の執行、各署に毎日勤務部署設置により新たな人員配置が必要となり、結果として現場活動要員は46人の増員となったと記されております。総合的にはどのように検証されているのか伺いたしたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

ただいま御質問いただきました対応力の強化の中、さまざまな組合の一番大きな課題としての、メリットとしての現場体制の強化というところは、99名の人員を当初配置していくということの中で、他方で組合行政を運営していくということで、これだけの実際にかかる人数がふえてしまったというところで記載してございます。これにつきましては、本組合としましては、総合計画の中で10年後の目標を掲げております。現在、そうした組合運営の事務にかかわります人員に多くの要員を充てておりますので、さらにそうした事務をしっかりと自主運営できるような形をとることによりまして、さらに現場の体制が強化できるというような形での認識でおります。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、さらに聞いてまいりますけれども、消防力強化のためにも職員の増員をとるところです。

消防広域化を審議した際に、本部機能統合等の効率化による現場活動の増強が挙げられ、当時の所沢市の委員会の審議では、どの程度の増員になるかについては実施してみないとわからないというふうに答弁されておりました。広域化前、日勤部門の集約により現場活動要員が増員されるというふうに報告を受けておりましたけれども、検証結果の報告書6ページによりますと、実際、所沢では6人しか増員をされていないというふうに読み取れました。このことについて、どのように認識をされているのか伺います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、広域化前の平成24年4月1日と広域化後の平成29年4月1日の所沢中央消防署及び所沢東消防署の増員数は、合わせて6人となっておりますが、組合設立の平成25年度は、両消防署で現場活動要員18人の増員を図ったところであります。しかし、災害出動について、広域化後、災害現場に最も近い緊急車両に出動指令をかける直近方式を採用しておりますので、所沢市だけではなく、近隣の署所も職員数をふやし、組合全体で最も効率的で効果的な部隊運用を行うため、各種災害の出動実態や各署所の管内特性等を踏まえつつ、人員の配置を行ったものであります。

いずれにいたしましても、広域化により現場活動要員は増員され、消防活動体制の強化が図れたところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 現場体制は強化できたということなんですけれども、ちょっと今御答弁

の中でうまく聞き取れなかったので、全体として18人の増員があったというふうにおっしゃっていたんですけども、そこをもう一度御説明いただきたいということと、引き続き質問してまいりますけれども、広域化後、所沢市内の分署では、広域化前にはなかった日中の分署の閉鎖が行われるようになりました。各種申請等で訪れる市民にとっては、サービスの低下と言わざるを得ませんけれども、所沢市内の分署の当直人員、広域前の11人から9人に減員されているというふうには伺っておりますが、今後の人員配置についてどのように考えているのか、2点になりますがお答えください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

初めに、人員の関係でございますが、まずは平成24年度、これは所沢市全体でございますが、現場活動人員が249人ございました。広域化に当たりました25年度当初と先ほど申し上げましたのが267人、ここで18人の増員が図られたと、こういった内容でございます。

続きまして、分署の人員が減員になったことによる今後の配置人員の考え方ということでございますが、本組合では平成27年度に組織機構及び事務分掌見直し検討会議を設置し、2カ年にわたり組織機構、勤務体制、出動体制及び予防体制の課題や問題点について検討してきたところでございます。

この検討会議の内容につきましては、現在も継続して協議している案件もございますが、消防署所の人員配置にも影響がありますことから、この検討結果を今後の組織編成に取り入れていきたいと考えておりますが、本年4月の人員配置におきましても、これまでの検討経過や分署管内の災害出動件数や業務量などを検証した上で、複数の分署におきまして人員の増員を図ったところでございます。

今後の配置人員につきましても、管内各署の災害出動状況、防火対象物や危険物施設の数などの管内特性に配慮しつつ、組織全体のバランスを見ながら、引き続き適正な人員配置に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 御答弁いただいた中で、広域化前と比べますと、広域化後において現場の増員、強化が図られたということは理解できたところなんですけれども、先ほども申し上げましたように、住民サービスの向上という観点からも、分署の閉鎖はできるだけ避けるべきではないかと考えまして、検討課題ではないかと思っておりますけれども、このことに対する見解をお示しくください。

○中村 太議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長　それでは、分署の無人化についてお答えをいたします。

広域化前の所沢市以外の分署は、全ての職員が災害現場に出動しておりました。御存じのとおり、消防活動にはマンパワーが必要不可欠であることから、現在、本組合の分署では、毎日勤務者と交替制勤務者のうち、日勤日に割り当てられた職員を配置しておりますので、常に無人化するという体制をとっているわけではございません。しかしながら、そのときの勤務体制によっては、災害対応を最優先し、毎日勤務者と交替制勤務者のうち、日勤日に割り振られていた職員も出動し、分署を無人化とし、災害対応能力の強化を図っているところでもあります。

なお、無人化する際は施錠をして出動いたしますので、ハード面での整備といたしまして、外線電話の自動転送や監視カメラを設置し、通信指令センターでの常時監視体制を確保するとともに、駆けつけ通報等に対応できる通信指令センターの直通電話を各分署の玄関に設置し、無人化への対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長　矢作議員。

○矢作いづみ議員　現場第一ということで、さまざまな工夫をされているということでしたが、お話を伺っておりますと、広域化前には分署を無人にする、所沢以外のところではこれが行われていたので、所沢でもこういったことが適用されたのかなというふうに思うわけですが、所沢としますと、広域化前と比べると市民サービスの点では低下したのではないかと、この点に私は思っております、これは検討課題ではないかと思いますが、この点を再度伺いいたします。

○中村 太議長　答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長　お答えいたします。

御存じのとおり、消防活動にはマンパワーが必要不可欠であることから、現在、本組合の分署には、毎日勤務者と交替制勤務者のうち、先ほども申し上げましたが、日勤日に割り当てられた職員を配置しておりますので、常に無人化といった体制ではございません。しかしながら、そのときの勤務体制によっては、災害対応を最優先し、毎日勤務者と交替制勤務者のうち、日勤日に割り当てられた職員も出動し、分署を無人化し、災害対策強化を図っているところでもあります。

つきましては、全職員で目の前の災害に全力を傾注し、人命救助に当たっておりますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 常に無人の状態ではないということで、御理解いただきたいということなんですけれども、市民の立場からしますと、やはり住民サービスの向上という点では、現場の人員を強化されているわけですから、さらに無人の状態がふえることのないように、ぜひ検討課題としていただきたいと思います。

そして、検証結果報告書の6ページでは、全体では所沢が中央消防署、東消防署で3名、3名で6名、狭山が18名、入間が6名、飯能日高が16名、これは5年後の時点の検証報告ですけれども、増員となっております。結果として所沢が6名で、そのほかのところは、入間も6名ですけれども、人員はかなりふえているという点では、所沢としては、消防力の低下につながってきたのではないかなと言わざるを得ないのかなというふうに感じております。このことを指摘しまして、次の質問にまいります。

所沢市内で発生した火災からということで、質問してまいります。

本年3月、所沢市久米地内で火災が発生し、5棟全焼し、1棟が半焼しました。また、5月には中富地内で火災が発生し、3棟全焼、2棟類焼しました。火災現場周辺の方々から不安の声があり、質問いたします。

まず、それぞれの火災の初動体制、消火活動について伺います。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、町田警防部長に答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

初めに、所沢市久米地内で発生した火災概要について御説明いたします。

この火災は、平成31年3月28日木曜日、119番通報が午前0時36分、全焼5棟、半焼1棟、部分焼5棟、ぼや2棟、計13棟を焼損し、午前6時50分に鎮火。この火災により、死者1名、負傷者1名が発生したものでございます。

死者は、出火元の69歳男性が逃げおくれたもので、負傷者は、同居する47歳の男性でございます。この方は2階ベランダから飛びおり、避難をいたしましたが、顔面及び頸部に熱傷を負い、救急搬送されたものでございます。

本組合における火災等の出動体制は、災害発生地番をもとにした直近方式による出動編成となっており、この火災では、消防車12台、救急車2台、消防職員52名、所沢市消防団6車両46名が出動し、消火活動、救急活動に当たっております。

消火活動につきましては、出動から先着消防隊が放水開始するまでに要した時間が5分であり、現場到着時には既に住宅3棟が炎上しており、さらに隣接建物へ延焼拡大している状況でございました。このことから、延焼防止を主眼とした活動方針のもと、火災防御活動を実施したものでございます。

次に、所沢市中富地内で発生した火災概要について御説明いたします。

この火災は、令和元年5月19日日曜日、119番通報が午後2時21分、全焼3棟、ぼや2棟、計5棟を焼損し、午後6時15分に鎮火。この火災による死傷者はありませんでした。

この火災には、消防車12台、救急車1台、消防職員49名と所沢市消防団4車両35名が出動し、消火活動に当たっております。本件、出動指令を受けた時点で、現場が道路狭隘地域であることを認識していた大隊長により、より小型のポンプ自動車、水槽付ではないポンプ自動車を先行進入するよう指示し、出動したものでございます。

なお、出動から最先着消防隊が放水するまでに要した時間は6分であり、現場到着時、既に住宅3棟が炎上しており、火勢はさらに勢いを増している状況でございました。このことから、延焼防止を主眼とした活動方針のもと、火災防御活動を実施しております。

以上のとおり、いずれの火災においても、出動から放水までに要した時間は国が示す消防力の整備指針6.5分を下回っており、初動体制、消防活動は迅速的確な防御活動が行われたものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 今御報告いただいたんですけれども、中富の火災、それから久米の火災、それぞれ近隣の方から私お話を伺ってまいりました。それで、中富の火災なんですけれども、消防車が出動して到着から放水まで6分ということで今御報告があったかと思えますけれども、御近所の方は、通報から非常に時間がかかったということでおっしゃっていました。

ここは道路が狭隘なところなんです、この中富は、中新井の西武バスの停留所の南側がちょうど火災現場なんです、3本の南北に通じる道がありまして、当初一番東側の道路から消防自動車が入ってきた、地図上で見ますとクランクの道路が見えるんですけれども、そこは軽自動車やと通れるかどうかの非常に狭い、私道ではないかと思えますけれども、そういう道なんです。そこに消防車が入れなかったために、迂回をしてほかの道路から入ったということ、それから、火災現場の近くの方がおっしゃっていましたけれども、通報から放水になるまでに6分というのではなくて、もっと時間がかかったのではないかとおっしゃっているんです。というのは、その方が、どうも火災があるようだということで現場を見に行って、家に戻って非常持ち出し袋を準備して、家を施錠して、それから出て、その近くの方が消火器をどうやって使ったらいいんでしょうかというふうに聞かれたので、これはこうやってやるとすぐ消火になっちゃうんだけれどもというような会話をしているところにホースが届いて、それから放水が始まったので、10分以上はかかっていたのではないかとというふうにおっしゃってございました。

さらに質問してまいりますけれども、火災現場に隣接する住宅の方から、道路幅が狭いた

めに不安だという声がありました。道路の幅は地権者との関係もあり、なかなかすぐに解決できない課題であると思います。しかし、道路の狭隘な地域や水利不便地域など、消防組合と自治体の行政との連携、情報交換からまちづくりに生かさなければならぬと考えます。消防が広域化したことで行政との連携が遠くなったのではないかと懸念があり、質問いたします。住宅密集地域における消防活動における対応策について伺います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 まず最初に、時間の確認だけさせていただきたいと思います。

本火災の入電時間は14時21分34秒、指令時間が14時23分47秒、出動時間が14時24分11秒、現場到着が14時28分40秒、放水開始が14時30分20秒でございます。どの場面におきましても、遅延したようなことはないかと考えております。

続きまして、密集地での対応力、対応策についてということでございますので、御答弁をさせていただきます。

まず、最初に、災害について御説明をさせていただきます。

災害には、今回のような木造住宅の火災、あるいは住宅密集地における火災、耐火建築物の火災、大規模建物火災、危険物施設の火災、林野火災等、さらにテロ災害等による多数傷病者の発生事故、水難事故、山岳遭難事故など、さまざまな災害があることから、私ども消防職員は、あらゆる災害に迅速、的確に対応することが必要であり、求められていると自覚しております。そのことから、各消防署では訓練計画を立て、年間を通し各災害に対応するための訓練を実施することで、職員の技術の向上、資質の向上、そして組織としての災害対応力の向上を図っているところでございます。

また、管内には災害発生時に消防活動に支障を来すおそれがある特殊な消防対象物や建物密集区域などがあるため、各消防署においては、管内の情勢をしっかりと把握しておくことが重要であると考えております。そのため、消防活動上困難が予想される地域の現地調査、地理水利調査を行い、災害対応に万全を期しているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 これまでの議会でも、管内の状況把握とか困難地域の地理水利のことについては、努力はされているということは伺っております。それで、消防行政を進めるに当たりまして、消防組合と自治体との連携・協力体制について見解をお示しいただきたいと思っております。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

消防行政を進めるに当たり、本組合と自治体との連携・協力体制の強化につきましては、大変重要であると考えているところでございます。

そこで、本組合では、平成29年度に組合構成市との災害時の円滑な連携を図ることを目的に、構成市防災担当者連絡会議を設置し、年1回以上、必要に応じ、懸案事項の検討及び情報提供を行うなどし、密接な関係を構築し、連携強化に努めているところでございます。

今年度開催いたしました当連絡会議では、今年の台風21号と24号を教訓に、各構成市と風水害警戒時における情報の共有化について協議し、連絡体制の強化を図ったところであります。

また、火災等の災害発生時には、消防署と消防団の連携による対応が重要となってまいりますので、平時から消防団の訓練指導等を通じ、良好な関係を構築しているところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 関係市との連携をということで、この検証集でも、12ページに会議の様子なども載せてあったと思いますけれども、一昨年、7月議会での城下議員の一般質問で、消防活動事業では、各級指揮者の指揮能力の向上と指揮命令系統の確立及び若手職員の育成に重点的に取り組まなければならない事業との答弁がありまして、地理水利の調査保全は1年に3回、特別地水利調査は各署とも日常的に実施しているというふうな御答弁もありました。

広域化前の課題検証集の消防本部の人員効率化と現場活動要員の増強の課題では、広域化し、管轄範囲が拡大することにより、異動による地理不案内が生じる可能性があるため、事前の地理調査等の教育や努力によって適切にカバーする、また、人事異動においても、一度に大人数の人事異動をさせないことにより、当該署所の対応力を維持していくというふうに書かれております。しかしながら、広域化後の火災の多発で、山口分署近くの方からは、分署が近いのに火災が続いており、枕を高くして寝られないという声を聞きました。

経験豊富な各級指揮者となっているのか、また、人事異動があってもできるだけ地元の地理に精通した職員の配置を行うべきと考えますが、今後の人員配置に関する見解を伺って質問を終わります。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 埼玉西部消防組合といたしましては、現在、若手職員が非常にふえてきております。先日の火災につきましても、広域後に入職した職員が多数出動しております。そ

んなことから、埼玉西部消防組合を発展させ、災害対応力を向上させるためには、職員一人一人が組合の職員であることを自覚し、しっかりと誇りを持ち、一丸となり市民の安心・安全のため、全力で業務を遂行することが最も重要であると考えているところでございます。

以上です。

○中村 太議長 以上で、矢作議員の一般質問は終了いたしました。

次に、2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、私から一般質問をさせていただきますが、最初に、通告書のほうの訂正をちょっとお願いします。項目2の要旨1、ガソリンスタンドの種類等についてとなっておりますが、ガソリンスタンドの規制等についてということで、種類を規制に変えていただければと思います。

それでは、項目1の救急出動における高齢者搬送人数の推移について質問をさせていただきます。

先月までは涼しかったわけですが、大半が高齢者の方の搬送というので、これから大変多くなるのではないかとということをお聞きしますが、まず1つ目に伺いたいのが、広域化後の救急出動における高齢者搬送人数とその割合というのはどのようになったのか、お伺いしたいと思います。

○中村 太議長 ただいまの質問に対し、町田警防部長に答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

広域化後の救急出動における65歳以上の高齢者搬送人数の割合ですが、組合設立当初の平成25年中の救急搬送人数は3万70人で、うち高齢者搬送人数は1万5,497人となっており、高齢者の割合は51.5%、約半数の方が高齢者となっております。平成26年以降の推移につきましては、年々高齢者の割合はふえており、平成30年中の救急搬送人数は3万3,437人で、うち高齢者搬送人数は1万9,664人となっており、高齢者の割合は58.8%、約6割近い方が高齢者となっております。高齢者の搬送人数及び全搬送者に占める高齢者の割合ともに、今後増加していくと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 この5年間で、高齢者の方の搬送が約半数だったのが、約6割ぐらいになってきたということですが、2回目に伺いたいのは、構成市ごとの搬送人数に占める高齢者の割合、変化というのがあると思いますが、この点について伺いたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長　お答えいたします。

構成市ごとの搬送者に占める65歳以上の高齢者割合の変化ですが、組合設立当初の平成25年から平成30年の6年間における割合の変化が大きい順に、狭山市では53.7%から62.2%となり、8.5%の増加、次に、入間市が50.4%から58.8%となり、8.4%の増加、次に、日高市が51.9%から59.7%となり、7.8%の増加、次に、所沢市が50.5%から57.8%となり、7.3%の増加、割合の変化が小さい飯能市で53.7%から56.6%となり、2.9%の増加となっております。

いずれの地域におきましても、搬送者に占める高齢者の割合は増加しており、今後もこの傾向が続いていくものと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長　石本議員。

○石本亮三議員　この項目最後の質問とさせていただきますが、結局、狭山市さんはこの5年間で8.5%の増加ということで、私も資料請求をさせていただきましたが、平成28年度から30年度までの3カ年だけなんですけど、地理的なこともあるかもしれませんが、構成5市から他市への救急出動の件数というのがあるんです。例えば、狭山市さんですと平成28年度は1,230件だったんですが、平成30年のときは1,427件ということで、これが一概に高齢者の方が全てとは限らないと思うんですけども、そこで伺いたいのは、この救急搬送の増加から、職員や救急車両の配置の見直しというのはどのように行われているのかを伺いたいと思います。

○中村 太議長　ただいまの質問に対し、岸企画総務部長に答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長　お答えいたします。

初めに、職員の配置の見直しでございますが、現在は各署所の救急出動件数や救急隊員の労務管理などを考慮し、救急活動に支障のないよう職員を配置しております。今後につきましても、救急需要の変化などに適応した職員の配置に努めてまいります。

次に、救急車両の配置の見直しでございますが、現在常時21台の救急車が稼働しており、さらに非常用救急車につきましては平成29年度に1台を増車し、各消防署に1台の配置となっております。そうした中、救急需要が増大した場合には、非常用救急車の運用体制を強化しておりますので、現時点においては26台の救急車の配置で対応できるものと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長　石本議員。

○石本亮三議員　しかし、いずれ高齢化、これからも高齢者が増えてきています。国基準の搬送到着時間が6.5分ですか。というのをこれからも見ていただくように、ぜひ臨機応変に対応していただければと思います。

次の項目で、京都アニメーションの放火事件に関して伺いたいと思います。

まずは、この事件でお亡くなりになられた方々にお悔やみと、犠牲になられた方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この事件では、ガソリンの怖さというのもワイドショー、新聞やニュースなどでも随分取り上げられて、私も再認識をさせられました。言うまでもなく、ガソリンスタンドにはフルサービスを行う有人のガソリンスタンドと、自分で行うセルフサービスの方式があつて、私は個人的にもセルフの方式のところに行っているのですが、大変気になっているので伺います。

まず、1点目に伺いたいのは、セルフのスタンドの規制について、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○中村 太議長　ただいまの質問に対し、町田警防部長に答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長　お答えいたします。

セルフスタンドでは、ガソリン等の危険性について十分な知識を有しない一般の顧客がみずから給油することができるため、給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること、ガソリンと軽油の誤給油を有効に防止できる構造とすること、震度5強以上の地震発生時に供給を自動的に停止する構造とすることなどの安全基準が定められております。

また、危険物取扱者の資格を有する従業員が顧客の給油作業等を監視し、安全確認を行うことが消防法令にて義務づけられております。

以上でございます。

○中村 太議長　石本議員。

○石本亮三議員　ワイドショーなどでも消防法令上のいろいろなことがあるということで、指導体制などもあるというふうに報道、放送されておりました。

そこで伺いたいんですが、ガソリンスタンドに対する消防の指導体制というのはどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○中村 太議長　答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長　お答えいたします。

本組合の火災予防査察規程に基づき、立入検査の実施計画を定め、定期的に立入検査を実施し、ガソリンスタンドにおける保安管理の状況を確認し、消防法令上の不備が認められる場合には必要な是正措置を行います。

なお、セルフスタンドに対しましては、本年6月に、本組合管内46事業所を対象に無通告による夜間の立入検査を実施し、有資格者による監視業務等について確認したところでございます。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 そうしますと、いろいろ監視業務をしていただいたということなのですが、消防法令違反が認められた場合の対応はどのようになるのか、伺いたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

立入検査により、消防法令上の違反が認められた場合は、不備事項を速やかに改善するように文書にて警告等の行政指導を行い、改善に係る履行期日を経過してもなお改善されない場合は、行政処分である命令に移行します。ただし、無許可貯蔵など緊急性が高い違反が認められた場合には、即時に除去または禁止の命令を発することがあります。さらに、命令により改善されない場合には、火災予防上の危険性から判断し、最終的には捜査機関へ告発することになります。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 それでは、広域化後のガソリンスタンドにおける違反処理件数と、違反処理の主な内容というのはどのようなものがあつたのか、伺いたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

本組合広域後において、ガソリンスタンドに対する違反処理件数は合計4件あり、その内訳は、警告が3件、命令が1件でございます。

なお、セルフスタンドにおける違反処理の主な内容につきましては、先ほどお話ししました本年6月に実施した立入検査の際、所沢市内のセルフスタンドにおいて有資格者の不在、適切な監視業務が行われていないなどの違反事実を認めたことから、代表者宛てに警告書を交付するなどし、現在違反処理を進めている状況でございます。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 わかりました。今まではガソリンスタンドに対する規制のことなのですが、今度はちょっと購入する側のほうの規制について伺いたいと思います。

私も、先ほども申し上げましたが、車にガソリンをセルフスタンドで入れるので、どのようになっているのかということもやはりちょっと質問させていただきたいのですが、このガソリンの購入方法や規制というのはどのようになっているのでしょうか。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

ガソリンは、気温がマイナス40度でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼し、静電気の火花によっても引火する非常に危険性の高い物質です。このことから、セルフスタンドにて購入する場合には、顧客が直接容器に詰めかえをすることは禁止されており、危険物取扱者の資格を有する従業員等が詰めかえをすることが義務づけられております。

また、容器には性能試験に適合した金属製容器等と定められており、ガソリンを灯油用のポリタンクに詰めかえすることは禁止されております。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 結局、危険物取扱者の資格を有する従業員等が詰めかえをすることが義務づけられているということなのですが、例えば、私も林の木を切る会や、掃除をする会に所属していたりすると、そういうチェーンソーみたいなガソリンを使う器具もありまして、正直、危険だとは思っていたんですが、そんなに深く考えたことはなかったもので、実際そういうケースもあると思うんですけれども、いずれにしても、ガソリンの購入に際して、まだまだ市民の方に私は残念ながら認識不足があると思います。実は私もそうでした。これからちょうど防災訓練とかもあると思いますけれども、今後どのような形で市民に周知していくのかを伺いたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

まず、本組合ホームページ及び広報誌等に掲載して周知をいたします。また、今議員からお話しがございましたとおり、多くの市民が参加する防災訓練や事業所が実施する消防訓練など、あらゆる機会を捉え、積極的に広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○中村 太議長 石本議員。

○石本亮三議員 それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。

先月7月25日付で、総務省消防庁から「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」という通知が出されました。新聞の記事にも出ておりましたけ

れども、この通知を受けてどのような対応をされていくのかを伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○中村 太議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

国からの通知は、ガソリンスタンドにおいてガソリンの容器に詰めかえて販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど、消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成等を石油連盟会及び全国石油商業組合連合会に対して要請したとの内容になっております。

本組合につきましても、この国からの通知文に基づき、消防局長から本組合管内の全ガソリンスタンドに対し同様の文書を発出し、協力を求めたところであります。さらに、立入検査及び関係者が集まる諸会議等に赴き説明するなど、関係事業所への周知を既に図っているところでございます。

なお、立入検査等に赴いた際に、既にこの通知に沿った対応をされているスタンドもかなり多くあることが確認できております。

以上でございます。

○中村 太議長 以上で、石本議員の一般質問は終了いたしました。

◎日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

○中村 太議長 日程第10、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中村 太議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎休憩の宣告

○中村 太議長 この際、休憩いたします。

再開は3時30分を予定しております。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○紺野博哉副議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○紺野博哉副議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、野田議員。

[16番(野田直人議員)登壇]

○野田直人議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

議長から、議長辞職願が提出されましたので、議長辞職の件及び議長選挙の件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎議事日程の追加

○紺野博哉副議長 次に、議長、中村 太議員から議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎議長辞職の件

○紺野博哉副議長 議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、11番、中村 太議員の退席を求めます。

[11番(中村 太議員)退場する]

○紺野博哉副議長 まず、辞職願を書記長に朗読させます。

粕谷書記長。

[書記長朗読]

○粕谷書記長 朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和元年8月1日

埼玉西部消防組合議会議長、中村 太

埼玉西部消防組合議会副議長、紺野博哉様

以上で朗読を終わります。

○紺野博哉副議長 お諮りいたします。

中村 太議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

よって、中村 太議員の議長の辞職を許可することに決しました。

除斥を解除いたします。

〔11番（中村 太議員）入場する〕

◎議長退任の挨拶

○紺野博哉副議長 ただいま議長の辞職が決定いたしました中村 太議員から、御挨拶を願います。

〔11番（中村 太議員）登壇〕

○中村 太議員 議長の退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成30年第2回定例会において、議員皆様の温かい御支援により、議長の要職をさせていただきました。まことにありがとうございました。

この間、紺野副議長を初め、議員の皆様方におかれましては、議事の運営などにおいて大変な御協力をいただきましたことに、感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、藤本管理者を初めといたしまして、副管理者、執行部の皆様にも多大なる御協力を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

今後とも、組合議員として埼玉西部消防組合の発展のために努力してまいります。どうか皆様のさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎議事日程の追加

○紺野博哉副議長 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎議長選挙について

○紺野博哉副議長 議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

ただいま副議長において指名することに決しました。

議長に6番、田村秀二議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長において指名いたしました田村議員を当選人に決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○紺野博哉副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田村議員が議長に当選されました。

田村議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○紺野博哉副議長 ただいま議長に当選いたしました田村議員から、就任の御挨拶を願います。

〔6番（田村秀二議員）登壇〕

○田村秀二議長 ただいま、皆様議員各位の御推挙を賜りまして議長に就任いたしました田村秀二でございます。その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

現在、埼玉西部消防組合は、さらなる消防力の充実強化を目指し、日々努力しているところでございます。どうか議員各位のお力を結集し、消防行政運営全般に貢献できますよう、よろしくお願い申し上げます。

就任に当たりまして、管理者、そして副管理者の皆様、そして議員各位の御支援、御協力をいただきながら、誠心誠意、議長の職務を全うしてまいります所存でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手起こる）

○紺野博哉副議長　ここで、議長と議長席を交代いたします。

〔議長、議長席に着席〕

◎休憩の宣告

○田村秀二議長　この際、休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時49分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果

○田村秀二議長 ここで、休憩中に開かれました議会運営委員会正副委員長の互選結果について、書記長に報告させます。

○粕谷書記長 御報告いたします。

議会運営委員会 委員長 福原浩昭 議員

副委員長 鈴木洋明 議員

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員会委員長報告

○田村秀二議長 次に、議会運営委員会委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

〔3番（福原浩昭議員）登壇〕

○福原浩昭議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

副議長から副議長辞職願が提出されておりますので、副議長辞職の件及び副議長選挙の件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎議事日程の追加

○田村秀二議長 副議長、紺野博哉議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◎副議長辞職の件

○田村秀二議長 副議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番、紺野博哉議員の退席を願います。

〔13番（紺野博哉議員）退場する〕

○田村秀二議長 まず、辞職願を書記長に朗読させます。

粕谷書記長。

〔書記長朗読〕

○粕谷書記長 朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和元年8月1日

埼玉西部消防組合議会副議長、紺野博哉

埼玉西部消防組合議会議長、田村秀二様

以上で朗読を終わります。

○田村秀二議長 お諮りいたします。

紺野議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、紺野議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解除いたします。

〔13番（紺野博哉議員）入場する〕

◎副議長退任の挨拶

○田村秀二議長 ただいま副議長の辞職が決定いたしました紺野議員から、御挨拶をお願いいたします。

〔13番（紺野博哉議員）登壇〕

○紺野博哉議員 副議長の退任に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

平成30年第2回定例会におきまして、議員の皆様より副議長の要職をいただきまして、まことにありがとうございました。

中村前議長を初め、議員の皆様、また藤本管理者を初め、副管理者、執行部の皆様にも御支援、御協力を賜り、まことにありがとうございました。

今後とも、微力ながら組合議員として、埼玉西部消防組合の発展のために努力してまいり所存でございます。これからもどうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎議事日程の追加

○田村秀二議長　ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長　御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎副議長選挙について

○田村秀二議長　副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長　御異議なしと認めます。

ただいま議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、8番、吉本新司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました吉本議員を当選人に決めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉本議員が副議長に当選されました。

吉本議員には、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○田村秀二議長　ただいま副議長に当選いたしました吉本議員から、就任の御挨拶をお願い

いたします。

〔8番（吉本新司議員）登壇〕

○吉本新司副議長　ただいま、皆様方の御賛同をいただきまして副議長に選任いただきました吉本新司でございます。

議長をお支えして、公平、円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎休憩の宣告

○田村秀二議長　この際、休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後4時00分再開

出席議員 16名

◎再開の宣告

○田村秀二議長 会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○田村秀二議長 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

〔3番（福原浩昭議員）登壇〕

○福原浩昭議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

管理者提出の人事案件1件を日程として追加したいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎議事日程の追加

○田村秀二議長 管理者提出議案として、議案第17号「監査委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号を日程に追加し、議題といたします。

◎管理者提出議案の上程（議案第17号）

○田村秀二議長 議案第17号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、15番、加涌弘貴議員の退席を求めます。

〔15番（加涌弘貴議員）退場する〕

○田村秀二議長 議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、藤本管理者から説明願います。
藤本管理者。

○藤本管理者 議案第17号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。
組合議員のうちから選任した監査委員の退職に伴う後任として、加涌弘貴氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第17号「監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認め、本案は同意と決定いたしました。

除斥を解除いたします。

〔15番（加涌弘貴議員）入場する〕

○田村秀二議長 ただいま監査委員に選任されました加涌議員から就任の御挨拶を願います。

〔15番（加涌弘貴議員）登壇〕

○加涌弘貴議員 ただいま監査委員の選任に当たりまして御同意を賜り、まことにありがとうございました。

監査委員の重責を深く認識をし、公明正大に職務を遂行してまいりたいと思いますので、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。（拍手起こる）

◎管理者挨拶

○田村秀二議長 ただいま管理者から御挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許し

ます。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案申し上げました6議案につき、それぞれ原案のとおり可決、認定、そして御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては、しっかりと受けとめ、今後のよりよき組合運営に役立ててまいります。

また、先ほど正副議長の改選並びに議会運営委員会正副委員長の選任が行われたところですが、このたび御退任されました中村 太議長、紺野博哉副議長におかれましては、消防行政全般にわたり特段の御尽力を賜り、消防行政進展のため御貢献いただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

また、新たに御就任されました田村秀二議長、そして吉本新司副議長におかれましては、心より祝意を表しますとともに、今後とも消防行政進展のため、一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

あわせて、このたび御退任されました議会運営委員会正副委員長には、今日までの御苦労に対し深く敬意を表しますとともに、新たに選任されました正副委員長におかれましては、消防行政各分野におきましてそれぞれ御指導賜りますよう、改めてお願いをします。

結びに、議員各位におかれましては、夏も本番となりました。健康に十分御留意され、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手起こる）

◎閉会の宣告

○田村秀二議長 これが付議された事件は全て議了いたしましたので、閉会いたします。

これをもって令和元年第2回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後4時07分閉会

職務のため議場に参加した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 粕 谷 実

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 聖 寿

企画財政課主査（書記） 小 島 正 寛

企画財政課主任（書記） 伊 藤 庸 介

前議長	中	村	太
議長	田	村	秀二
前副議長	紺	野	博哉
署名議員	大	川	戸
署名議員	入	沢	豊